申告の必要な方

申告をした方は必要ありません。 当する方です。ただし、所得税の に住んでいて、次のいずれかに該 給与所得者で次のような方 平成25年中に退職した方また 成 26年1月1日現 在、 市 内

給与以外に所得のあった方

た方

は2カ所以上から給与を受け

- 公的年金などを受給されてい 受けようとする方 雑損控除、医療費控除などを など
- 年金以外に所得のあった方 る方で次のような方
- 支払先に扶養控除等申告書を 提出していない方
- ·営業、農業、不動産、利子、配 社会保険料控除や生命保険料 当などの所得があった方 控除などを受けようとする方
- ※国民健康保険税の軽減適用や 載欄に記入の上、提出してく の「所得がなかった場合」の記 れてきたときは、申告書裏面 なかった場合で申告書が送ら なる場合があります。所得が かった場合でも申告が必要と の制度の適用上、所得がな
- ※自分で申告書を記入できる方 は郵送での提出も可能です。

所得税の確定申告について 市県民税申告会場での

しまうため、所得税の申告につ おり対応できる内容が限られて いします。 ージをご参照ください) でお願 いては、原則、豊橋税務署(8ペ 告や相談は可能ですが、次のと 市 内の各会場でも所得税の申

▼市県民税の申告会場で相談で きない申告

- 事業所得(営業・農業)、不動 する方 告分離選択の配当を確定申告 どの譲渡所得、山林所得、申 産所得、土地・建物・株式な
- ローン控除)の確定申告を初 住宅借入金等特別控除 めてする方 住 宅
- 贈与税、消費税の申告をする

市県民税の申告会場で相談で きる申告

控除などの申告 の雑所得、 いない場合など)、公的年金など 給与所得(年末調整をされて 医療費控除、 寄附金

お

受給者は源泉徴収票(原本の み可。年金支払通知書は不可

払通知書(原本)

や証明書など 控除を受ける方はその領収書

※医療費控除を受けられる方は 額を計算してから申告会場に お越しください。 事前に医療費の領収書の合計

- 得がわかるもの を受ける場合は、その方の所 扶養控除、配偶者(特別)控除
- 人名義の預金通帳など(口座所得税が還付になる方は、本 した団体の領収書など

寄附金控除を受ける方は

寄附

、確定申告などをされた方年以前にe‐Taxを利用 利用者識別番号および暗

番号がわかるもの

知 6 世

申告に必要なもの (所得税・市県民税共通

※申告内容によっては、ほかの

|番号のわかるも

0

市県民税申告書、国民健康保

資料が必要な場合があります。

険税·後期高齢者医療保険料·

※申告書が届いてない場合でも 申告書(送付された方のみ) 会場では申告ができます。

配当所得を申告される方は支 給与所得者、公的年金などの

医療費、社会保険料、 障害者

昨年からの変更点

せは1月下旬に発送します。

介護保険料の納付額のお知ら

併せて徴収されています。 る所得については、源泉所得税 また、平成25年1月1日から平 成49年12月31日までの間に生ず %の税率を乗じて計算します。 での各年分の基準所得税額に2.1 復興特別所得税について 徴収の際に復興特別所得税 平成25年分から平成49年分ま

